

定例庁議次第

令和7年1月28日
役場2階第2会議室

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 審議事項

(1) 非公開

(2) 統合型GIS及び公開型GISの導入について

(企画財政課 齋藤課長)【資料番号2】

4. 報告事項

なし

5. 議案事項

なし

6. その他

7. 閉会

1月28日 庁議提出案件【概要説明書】

●内 容【1. 審議事項】

○公 開【1. 公開】

○公開時期【1. 庁議後】

○概要説明【1. 要】

付議者 企画財政課長 齋藤 智幸

【件 名】

統合型GIS及び公開型GISの導入について

【目 的】

統合型GIS及び公開型GISの導入について審議をお願いするものです。

【概 要】

次の理由により、統合型GIS及び公開型GISの導入に向けた検討を前に進めるに当たり、地理空間データの活用は全所属に関係することから全庁を挙げた導入に向けた検討を行うため、庁議にて方向性の確認をお願いするものです。

- (1) 現在、本町が持つ地理に関する情報は、庁内各課・局が独自に管理しており、電子化されていない情報も多く存在します。統合型GISを導入することで、これらの情報を電子化し、一元的に管理することが可能となります。これにより、情報の重複や矛盾を解消し、正確なデータを基にした意思決定が行えるようになると考えています。
- (2) 地域住民や事業者への情報提供：公開型GISを通じて、地域住民や事業者等が必要な地理情報をインターネット上で簡単に閲覧できるようになります。これにより、行政サービスの透明性が向上し、住民参加型のまちづくりが促進され则认为しています。
- (3) 効率的な行政サービスの向上：地理情報が一元化されることで、各課・局間での情報共有がスムーズになり、業務の効率化が図れます。また、住民からの問い合わせや要望に対しても迅速に対応できるようになるため、行政サービス全体の質が向上すると考えています。
- (4) データ活用の促進：統合型GIS及び公開型GISを導入することで、地域資源やインフラに関するデータを活用した新たな施策の立案が可能となります。これにより、地域経済の活性化や持続可能な発展につながると考えています。